

港区地域保健福祉計画（令和3年度～8年度）の進捗状況

第5章 生活福祉分野

【進捗状況】 A：計画通り B：遅延 C：変更

【効果】 s：期待以上の効果があった a：期待通りの効果があった b：一定の効果があった c：効果がなかった

施策 (中項目)	計画事業 (小項目)	主な取組事業	進捗 状況	効果	主な取組と評価 (令和4年10月～令和5年3月)	今後の取組予定 (令和5年4月～令和6年3月)	担当課
1 低所得者の生活の支援及び自立施策の充実 【重点施策】	(1) 低所得者の生活の支援	①生活保護制度の適正な運営	A	a	生活保護制度の適正な運営のため、ケースワーカーに対し、研修や事務研究会を随時実施しました。 また、就労支援、メンタルヘルス支援、年金の受給権調査など被保護者の自立助長のため、専門の支援員を配置し訪問や調査等を実施しました。健康管理の観点からは、保健所が実施した健康診査結果や通院状況等から、生活習慣病が重篤化するおそれのある受給者を選定し、保健指導を実施しました。長期的な取り組みが必要なため効果は、「b」としています。 生活保護制度を補うために、区独自の見舞金、児童生徒援護、被保護者自立促進事業、無料入浴券、コミュニティバス無料乗車券等の給付を実施しました。 路上生活者等に対して、応急援護の実施や施設入所・入院等の措置として、交通切符・緊急の交通費・入所のための交通費の支給、緊急宿泊料の支払い、食料品の支給を行いました。	引き続き、生活保護の適正な実施に取り組むとともに、生活保護の漏給の防止、濫給・不正受給の防止に努めます。 被保護者の自立助長のため、専門性を持った支援員とケースワーカーが連携し支援をするとともに、保健指導が必要な被保護者に対し、食事や運動等の改善を促し、受給者の健康支援を行います。 都心区である港区特有の状況に合わせて、区独自の法外援護を実施することにより、被保護者世帯の一層の自立に繋がる支援をしていきます。 路上生活者に対しては、東京都や特別区と協力し支援を行って行きます。特に長期化・高齢化した路上生活者の地域移行の支援に努めます。	芝地区総合支所 区民課生活福祉係 生活福祉調整課 生活福祉調整係 自立支援担当
		②生活保護受給者への自立支援の実施	A	a			
		③法外援護の適切な実施	A	a			
		④路上生活者等への支援	A	a			
		⑤健康管理の支援【新規事業】	A	b			
		評価	A	a	・調査訪問体制強化事業調査件数 令和4年度 12,278件		
	(2) 生活困窮者自立支援施策の促進	①生活困窮者への自立支援	A	a	生活困窮者への自立支援として、港区生活・就労支援センターにて相談及び支援を行いました。住居確保給付金などの受付にあわせて、生活全般の課題を把握し、ハローワーク品川との連携による就労支援を実施するなど、総合的な支援を実施しました。 生活困窮世帯の子どもの学習支援の強化及び進学や就職をサポートすることで貧困の連鎖を防止するため、学習支援事業を実施しました。 また、港区生活・就労支援センターでは、東京都のひきこもりサポートネット等の関係機関と連携し、家族からの相談を受ける中で、ひきこもり状態の人がいる世帯に対して、必要に応じて担当者が自宅へ出向くなどの支援を行いました。区のひきこもりの実態を把握するための実態調査の実施に向け、関係課長及び港社協で構成した「ひきこもり支援調整会議準備会」を立ち上げ、調査手法等の検討を行いました。	引き続き、港区生活・就労支援センターにおいて、相談者の課題を把握するとともに、ハローワーク品川を活用した就労支援など、関係機関との連携による総合的な支援を実施するとともに、アウトリーチにも取り組んでいきます。 生活困窮世帯の子どもに対しては、学習支援を強化するとともに、進学や就職の選択をサポートしていきます。 ひきこもり状態にある人については、世帯全体の課題として捉え、区からの様々なアプローチを行うことで、生活改善や必要な支援に繋げていきます。また、ひきこもり支援調整会議を設置し、実態調査を実施、調査結果を基にした支援施策の検討及びひきこもり支援のネットワーク組織の構築の検討を行います。	生活福祉調整課 自立支援担当
		②学習支援の充実	A	a			
		③ひきこもり状態等にある方への支援【新規事業】	A	a			
			評価	A			